

青森市立東陽小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止等対策委員会

1 はじめに

平成25年6月28日に公布されたいじめ防止対策推進法第13条「学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」の規定に基づき、本校における学校いじめ防止基本方針を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は次のとおりとする。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- いのちはかけがえのないものであり、大切にすることを心掛けます。

2 いじめとは

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

3 校内体制について

(1) 校内組織・・・「いじめ防止等対策委員会」

(2) いじめ防止等対策委員会の構成メンバー

委員長・・・校長

主任・・・いじめ防止推進教師

委員・・・教頭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭のほか、必要に応じて該当学年の担任、専門的な知識のある者（スクールカウンセラー）、外部関係者（PTA会長・学校運営協議会委員）も入る。

(3) いじめ防止等対策委員会の役割

①学校いじめ防止基本方針の策定・見直し

②いじめ・悩みアンケート（相談カード）結果や報告等の情報整理・分析

③いじめが疑われる案件の事実確認・判断及び学校いじめ防止基本方針に沿った具体的な対応の協議による「いじめの認知」

④関連児童への指導、いじめを受けた子どもへのケア、双方の保護者への連絡、再発防止策の検討と実施観察の継続と解消の見取りなどの「早期対応」

(4) 開催時期

① 定期開催

・学年始め・・・年間計画作成（いじめ調査、校内研修等の実施時期等）、
日常の指導体制の確認（未然防止・早期発見）

・いじめ・悩みアンケート（相談カード）等実施後・・・アンケート結果の整理・分析及び全員面談
アンケートは、生徒指導主任が5年間保管

- ・毎週・・・時間を設定して開催
- ・月末・・・各月の振り返り

② 随時開催

いじめが疑われる案件やいじめ相談があった際・・・事実確認・判断及び対応協議等

(5) 役割分担

- ・期日提案・・・教務主任
- ・資料準備・・・当該学級担任（いじめ対応報告シート）
- ・進行・・・教頭
- ・記録・・・生徒指導主任

4 いじめの未然防止について

いじめ防止対策推進法第十五条の2「学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。」

(1) 児童に対して

- ・児童一人一人が学級での自分の居場所をもち、認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかげがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・「児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第四条）」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・何気ない一言も相手にとっては、悪口になり、いじめにつながることを児童に教え、相手が不快感を示したら、適切な対応がとれるように指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、「いじめ」の情報を伝えることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

(2) 教員に対して

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・長期休業の休み明けに生活環境の変化や友人関係への不安などから自殺が増える傾向にあるので、このような時期には特に、児童一人一人の変化に気づけるよう見守りの強化をするように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深めるための校内研修を行う。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・気になる児童の言動について、職員朝会や職員会議等だけでなく、日常の職員室で声を掛け合ったり、情報交換して共通理解を図ったりして、学級担任が問題を抱え込まないようにし、管理職への報告や隣接学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

(3) 学校全体として

- ・全教育活動を通して、「いじめを行ってはならない。」という意識の醸成を図るために「心の教育」推進全体計画に則り、心の教育を推進する。
- ・定期的に来校するスクールカウンセラーから児童の様子の変化等の情報を共有する。
- ・いじめに関するアンケート調査を毎月1回実施し、結果をもとに全員面談を行い、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会でを行い、学校として「いじめを行ってはならない。」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する取り組みを児童会として行う。(いじめ防止のための標語募集と作品の掲示。)
- ・全校集会等において、リトルJUMPチームがいじめ防止を呼びかける活動を行い、全校児童にいじめについて考えさせる。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・携帯電話等でのLINEによるいじめの事案が起こらないよう、携帯電話等の利用の仕方について指導を行う。

(4) 保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝える。
- ・携帯電話（スマホ）やゲーム機等の使用について家庭での約束事を決め、守るように保護者へ理解、協力をお願いする。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、参観日の全体会、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・地域全体で、「いじめを行ってはならない。」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。

5 いじめの早期発見について

いじめ防止対策推進法第十六条にもあるとおり、学校はいじめの早期発見のため、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 早期発見にむけて

①「変化に気づく」

- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・いじめ・悩みアンケート等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

②「トラブルについての情報を記録する」

- ・「いつ」「どこで」「だれが」「何をした」

(2) 相談ができる環境・・・「誰にでも」

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめを受けている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめを受けている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

6 いじめの認知について

○本人の訴えがある場合（保護者から、アンケートからを含む）

- 「心身の苦痛」があつての訴えと捉え、ほぼ、「いじめ」と認定する
ただし、①事実確認ができなかった場合
②明らかに軽微な場合 を除く

○本人の訴えがなく第三者からの報告による場合（児童、教職員、地域住民ほか）

→以下の行為が確認された場合「いじめ」と認定する

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">a. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。b. 仲間はずれ、集団による無視をされる。c. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。d. ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。e. 金品をたかられる。f. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。g. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。h. パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 |
|--|

※②については、聞き取りをした者の判断によるが、管理職にはその旨を伝えておくようにする。

7 解決に向けた対応について

(1) 早期の解決・・・「傷口は小さいうちに」

- ・教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があつた「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、いじめを受けた、いじめを行ったといった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめを行っている児童に対しては、「いじめを行ってはならない。」ということを理解させ、まず、いじめめることをやめさせる。
- ・いじめめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

(2) いじめ対応報告

① いじめ対応報告シートの作成【当該学級担任】

いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、「いじめ対応報告シート」を当該学級担任が作成し、本校の教職員が共有するようにする。

② いじめ対応報告シートのデータベース化【いじめ防止推進教師】

月毎にファイルに綴じるとともに、エクセルデータを学校ファイルサーバの中の生徒指導のファイルに保存する。

③ 市教委への報告【生徒指導主任】

随時・・・・いじめ対応報告シートの提出

毎月・・・・月例報告書の作成及び提出

8 重大事態への対応について

いじめ防止対策推進法 第28条（いじめの重大事態）に則り、次に掲げる場合は、速やかに組織を設け、当該事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うとともに、青森市教育委員会に指導・助言を求めて組織的に対応する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

9 評価

学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

平成26年3月策定
平成27年8月一部改訂
平成29年1月一部改訂
平成30年1月一部改訂
平成31年3月一部改訂
令和 2年2月一部改訂
令和 3年6月一部改訂

いじめ防止体制（いじめ発生時）

